

栃木県後期高齢者医療広域連合広域連合長選挙規則

平成 21 年 3 月 18 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙に関し、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号。以下「規約」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選挙長)

第 2 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙期日等の告示)

第 3 条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、候補者の届出期間及び期日前投票の開始日を、少なくとも候補者の届出期間の初日の 7 日前までに告示しなければならない。

(選挙立会人)

第 4 条 選挙長は、広域連合の職員又は栃木県内の全市町（以下「構成市町」という。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2 人以上の選挙立会人を選任し、前条の規定により告示された期日前投票の開始日の 3 日前までに、本人に通知しなければならない。

(候補者の届出)

第 5 条 候補者となろうとする構成市町の長は、第 3 条の規定により告示された候補者の届出期間内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（様式第 1 号）により選挙長に届け出なければならない。

(構成市町の長への通知)

第 6 条 前条の規定による候補者の届出の受付期間終了後、選挙長は、直ちに候補者の氏名、住所等を構成市町の長へ通知しなければならない。

(選挙の方法)

第 7 条 選挙は投票により行う。

2 投票は1人1票に限る。

3 構成市町の長は、投票用紙（様式第2号）に候補者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

（投票所における投票）

第8条 選挙長は、投票所における投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前9時から午後2時までに行わなければならない。

（期日前投票）

第9条 選挙の当日に公務に従事すると見込まれる構成市町の長の投票については、前条の規定にかかわらず、第3条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間（栃木県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）、広域連合の事務所において行わせることができる。

2 選挙長は、前項の投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

3 第1項の投票は、午前9時から午後5時までに行わなければならない。

（不在者投票）

第10条 第3条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれる構成市町の長の投票については、第8条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、郵便により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の投票をしようとする構成市町の長は、選挙の期日の7日前までに、選挙長に対し、栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙不在者投票請求書（様式第3号）により、現在する場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒（様式第4号）の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに当該構成市町の長に対し、投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた構成市町の長は、選挙の当日の午後2時までには広域連合の事務所に到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

(開票)

第11条 選挙長は、2人以上の選挙立会人を立ち会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(無効投票)

第12条 投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 一投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 候補者として何人を記載したかを確認し難いもの

(当選人)

第13条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第14条 第5条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき又は1人となったときは、投票は行わない。

2 前項の場合において、選挙長は、選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(投開票録の作成)

第15条 選挙長は、栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙投開票録(様式第5号)を作成し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(当選の告知及び当選人の告示)

第16条 選挙長は、第13条及び第14条の規定により当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙結果の報告)

第17条 選挙長は、第13条及び第14条の規定により当選人が定まったときは、直ちに選挙の結果を構成市町の長に対して報告しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

年 月 日執行

栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙

ふりがな	
候補者氏名	
公職の名称	
生年月日	
住所	

上記のとおり候補者として届出をします。

年 月 日

氏名

印

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙長 様

様式第2号（第7条関係）

<p>候補者氏名</p>	<p>栃木県後期高齢者医療 広域連合長選挙投票</p> <p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>栃木県後期高齢者医療広域連合選挙長 印</p>
--------------	--

様式第3号（第10条関係）

栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙不在者投票請求書

栃木県後期高齢者医療広域連合広域連合長選挙規則第10条第1項の規定により、
年 月 日執行の栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙において、次の現在する
場所で郵送による投票を行いたいので、同規則第10条第2項の規定により投票用紙及び
投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙長 様

現在する場所

氏名



様式第4号（第10条関係）

(表)

(内封筒)

注意 この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、
外封筒に入れてさらに封をしてください。

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙長

(裏)

(表)

栃木県後期高齢者医療
広域連合長選挙
不在者投票

注意 投票者氏名は必ず自分で書いてください。

投票者氏名

(外封筒)
投票記載年月日 年 月 日
右の年月日において自ら投票の記載をいたしました。

(裏)

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙長 印

様式第5号（第15条関係）

年 月 日執行

栃木県後期高齢者医療広域連合長選挙投開票録

1 選挙の場所			
2 投票の時刻	時 分 開始	時 分 閉鎖	
3 投票の状況	投票者数 人		
4 開票の時刻	時 分 開始	時 分 閉鎖	
5 開票の結果			
(1) 開票の内訳	投票総数 票		
	有効投票数 票	無効投票数 票	
	有効投票率 %	無効投票率 %	
(2) 当選人及び その他の候補 者の得票数		氏 名	得 票 数
	当選人		

年 月 日 調製

選挙長 _____

この選挙投開票録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人 _____

選挙立会人 _____